

# 「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（案）」に関する意見募集について

令和5年2月22日  
道路局環境安全・防災課

令和3年6月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、電気自動車等の普及促進のため、公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラを15万基設置し、遅くとも2030年までにガソリン車並みの利便性を実現することを目標としています。そこで、国土交通省では、電気自動車等の普及に向けた環境整備の一環として、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（案）」を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## <意見募集要領>

### 1. 意見募集の対象

電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（案）

### 2. 意見募集期間

令和5年2月22日（水）から令和5年3月8日（水）まで（必着）

### 3. 意見の提出方法

別添の意見提出様式に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）、電話番号、メールアドレスを記入の上、以下のいずれかの方法で日本語にて御意見を提出してください。（件名に「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（案）に関する意見」と明記ください。）

#### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見入力へ」のボタンをクリックし、リンク先の画面に従って提出してください。

#### （2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省道路局環境・安全防災課 宛て

### 4. 注意事項

（1）いただいた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

（2）御意見を正確に把握するため、電話による御意見は対応いたしかねますので、あらかじめ御承知おきください。

（3）御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

- (4) 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効といたします。
- (5) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（案）に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問い合わせ先

国土交通省道路局環境安全・防災課 環境対策担当

電話 03-5253-8495